

省エネ適合性判定申請に必要な図書等

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター

下表の省エネ適合性判定申請に必要な図書を2部（正副）又は3部（正副、及び正本の写し）提出してください。300㎡以上の住宅部分を含む特定建築物の場合のみ3部提出となります。

| 図面・書類 | |
|---|---|
| 計画書※1 | |
| 委任状（代理者または設計者が申請する場合） | |
| 【非住宅部分】 | |
| 添付図書※2※3 | 設計内容説明書 |
| | 計算書 |
| | 出力シート |
| | 集計表 |
| 各種図面・仕様書等 ・非住宅部分・住宅部分に共通するもの ・非住宅部分のみに関係するもの | |
| 当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し（増築又は改築の場合） | |
| 【住宅部分】 ※住宅用途が300㎡以上のときに所管行政庁に送る図書 | |
| 添付図書※2※4 | 設計内容説明書 |
| | 計算書 |
| | 出力シート |
| | 集計表 |
| | 各種図面・仕様書等 ・非住宅部分・住宅部分に共通するもの ・住宅部分のみに関係するもの |
| | 当該確保計画に係る建築物の部分が現に存することとなった日を証する図書又はその写し（増築又は改築の場合） |
| その他必要な書類（所管行政庁が必要と認める図書） | |

※1 「計画書」の表紙には提出者（建築主）及び設計者の捺印を必要とし、代理者または設計者が申請する場合は、委任状の添付を必要とする。

※2 正本に添える添付図書には設計者の記名及び捺印を必要とする。所管行政庁に送る正本の写しにも印影が確認できること。

※3 【非住宅部分】の添付図書で、具体的な提出に必要となる各種図面・仕様書等は、別表「[非住宅部分の添付図書](#)」で記載する図書とする。

※4 【住宅部分】の添付図書で、具体的な提出に必要となる各種図面・仕様書等は、別表「[住宅部分の添付図書](#)」で記載する図書とする。【住宅部分】の添付図書は、所管行政庁に送付するため、【非住宅部分】と分けて提出することが必要となる。